

#### 公布された規則のあらまし

##### 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第73号）

- 1 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例が改正されることとなったことに伴い、保健師等を保育士とみなすことができる保育所の規定を削除することとした。（第5条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

##### 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第74号）

- 1 特別職地方公務員等となった者が、他の地方公共団体において適用される地方公務員法第26条の6第1項又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第3条第1項の規定による配偶者同行休業をした期間は、職員としての在職期間に含まないこととした。（第11条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

##### 佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第75号）

- 1 退職手当の調整額を算定する場合の基礎在職期間から、地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除くこととした。（第4条の4関係）
- 2 受給資格者の氏名又は住所等の変更手続を定めることとした。（第9条及び様式第5号の2関係）
- 3 雇用保険法が改正され、就業促進定着手当の制度が設けられたことに伴い、就業促進定着手当に相当する退職手当の支給手続を定めることとした。（第24条及び様式第20号の3関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。